行 政 調 査 の 概 要

委員会名	議会運営委員会		調査期日		平成26年 2月17日~18		8日		調査先	埼	玉県飯能市	
参加者		員	広瀬 安藤	聡	副委 石堂1	員長 E章	本田勝善 生田目進	森	新男	身 鈴木	忠夫	水野敏夫
	議随行事	長 務局	市村喜和田	唇雄 靖	大槻	上巧						

《飯能市》

調査項目 ○議会改革の取り組みについて

【市の概要】

- (1) 市制施行 昭和29年1月1日
- (2)面積193.18㎡
- (3)人 口 81,619人 (平成25年4月1日現在)
- (4) 世帯数 33,116世帯



(議場にて)

1 はじめに (議会改革の取り組み経過)

- (1) 平成17年5月 議員定数26人から23人へ削減
- (2) 平成18年6月 一般質問の質問方式変更
- (3) 平成20年6月 議会のあり方研究会設置
- (4) 平成21年5月 議員定数23人から21人へ削減
- (5) 平成 2 2 年 6 月 議会改革検討会設置
- (6) 平成 2 4 年 7 月 議会基本条例施行
- (7) 平成 2 4 年 7 月 議会改革推進会議設置
- (8) 平成25年5月 議員定数21人から19人へ削減
- (9) 平成 2 5 年 6 月 議会改革推進会議設置



(行政調査の様子)

2 「議会のあり方研究会」の設置(平成20年11月まで7回開催)

(1) 設置目的

平成21年5月の改選前に、議会の活性化、議会の機能強化に向けた議論をするため設置。

(2)組織内容

任意の組織で、各会派から1名、計8名を選出、正副議長と議会運営委員長はオブザーバー として出席し、出席者は会派内での交代は自由。

(3)検討内容

全員協議会のあり方、議長の任期、正副議長の立候補制、議長の常任委員会出席、議員定数、報酬、政務調査費、審議会等への参画、議会基本条例を検討。

(4)検討結果

論議を自由に行い、結論を出す組織ではないため、検討結果の報告は行わなかったが、その 後の議会改革の推進に向けて大きな役割を果たした。

3 「議会改革検討会」の設置(平成22年6月まで42回開催)

(1)設置目的

議会改革に関する事項の検討を行い、最終的には議会基本条例の制定を目指すため設置。

(2)組織内容

全議員参加の任意組織

(3) 検討経過

平成23年3月11日の東日本大震災を機に、東北地方太平洋沖地震対策特別委員会を設置 し、震災対応を図っていたため、議会改革検討会は、3月14日から約半年間休止状態となっ た。

(4)組織改編

議会基本条例制定後、「議会改革推進会議」に名称変更となった。

4 「議会改革推進会議」の設置(平成26年2月まで9回開催)

(1) 設置目的

議会基本条例に基づく議会活動、議員活動等を推進するとともに、さらなる議会改革を推進するため設置。

(2)組織内容

全議員参加の任意組織

5 正副議長選挙の立候補制について

(1) 正副議長選挙

立候補制導入以前の正副議長選挙では、代表者会議において各会派から立候補者の報告後、立候補者の調整を行い、投票を実施していた。

(2)制度導入前の意見

立候補制導入前の論議については、「時間がかかること、誰が立候補しているかわからない こと、公約等を掲げて手を挙げれば市民にわかりやすい」との意見があった。

(3)制度導入の経過

「密室で行われていると言われないようクリアにすべき」、「代表者会議には、会派から1名しか出席できないため、出席者以外に話を伝えずらい」、「所信表明は話が大きくなり、市長公約みたいにはできないが良いことである」という意見に対し、「現状は代表者会議に諮り調整することにより円滑な運営ができている」という意見もあったが、「開かれた議会」に向けて、平成22年6月定例会から実施することとなった。

(4) 実施の方法

実施の方法については、議長の辞職許可後に代表者会議を開催、各会派から立候補者を確認する。

次に、立候補者が複数の場合には、代表者会議終了後に、所信表明的な発言の順番をくじに より決定する。

次に、本会議を再開、議長選挙を日程に追加した後、本会議を休憩し、休憩中に本会議場の登壇席において、立候補者から順次、所信表明的な発言(2分間以内程度)を行う。

次に、直ちに本会議を再開し、投票を行い、議長を選出する。

(5) 導入の効果

制度導入後の効果、成果等については、「正副議長候補者の選出過程が透明になり、市民や執行部に対してもわかりやすくなった。」、「候補者選出の調整が無くなったため、投票までの時間が短くなった。」、「所信表明的な発言によって、候補者の声を議会以外にも届けることができた」と考えている。

6 政務活動費審査会について

(1) 政務活動費審査会

政務活動費については、使途基準を逸脱して支出された場合、返還問題や住民監査請求などが提起され、政務活動費の支出権限を有する市長及び支出した議員、さらに市議会全体の責任が問われることになる。

また、政務活動費の情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を高め、市民への十分な説明責任を果たさなければならない。

このようなことから、本市では、議員自らの自己責任において適切な政治活動費の取扱いを行うために、議会の任意の組織である政務活動費審査会を設置している。

(2)組織内容

審査会の構成は、各会派から1名と無所属議員、計8名で組織されている。

(3)審査会の内容

審査会の所掌事項は、政務活動費の収支報告書及び実績報告書の審査に関すること、広報誌の審査に関すること、条例や規則及び運用指針に関すること。

審査会の審査状況は、上半期及び下半期ごとに計2回審査会を開催している。審査方法については、委員8人を数名のグループに分け、提出された収支報告書や広報紙面等の確認を行い、 飯能市議会政務活動費運用方針に基づいて適正に支出されているか審査している。

審査の結果、指摘事項、疑義が生じた事項などは、当該議員に知らせるとともに、議長報告後、全議員に周知し必要に応じて協議し是正している。なお、審査会における決定事項は、飯能市議会政務活動費運用方針を改正し掲載している。

7 タブレット型端末機の導入について

(1)背景(飯能市の取り組み)

環境マネジメントシステム (IS014001 適合) 環境に配慮した活動推進

- ①電気使用量削減 ⇒ 概ね目標達成
- ②ごみ排出量削減 ⇒ 概ね目標達成
- ③紙使用量削減 ⇒ 目標値 20,000kg、実績 5,222kg 超過 (H22 年度比 125 万枚削減必要)

執行部対応策

- ・ミスプリント、プリントアウト抑制等
- ・ペーパーレス会議推進

(H23 年度~PC で行政経営会議等)

- (2)議会の検討(議会改革検討会)
 - ①議会の現状

- ・電気使用量削減 ⇒ 議場の一部消灯、空調停止
- ・ごみ排出量削減 ⇒ ごみ分別徹底
- ・紙使用量削減 ⇒ 両面印刷、裏紙利用

ペーパーレスの協力

②議会の検討

議会改革検討会(平成23年11月から論議)

議会改革の一環として、情報機器を活用し、環境への配慮、事務効率化等を視野に「議会のあり方」検討 ⇒ 全員行議会に情報端末機器導入ペーパーレス化

- (3)議会の検討(情報端末機種等)
 - ①OA機器

ノートパソコン、タブレット、スマートフォンの操作性、画面の大きさ、機能、重さ、電源等を比較検討、総合的に判断 ⇒ タブレット

②デモ機操作

2社3モデルのデモ機を事務局配置、約3ケ月間実際に操作

③通信エリア、機能性、操作性等 全議員宅使用、文書管理、文書再現、入力、ワンセグ視聴等

⇒ モコモ社 富士通アローズ

(4)議会の検討(タブレット有効活用)

情報通信技術(ICT)活用による議会改革の推進

- ①全員協議会ペーパーレス化(LAN)
- ②議会内の情報伝達 (メール) 議員 ⇔ 事務局 各種文書送信
- ③危機管理上の緊急連絡 (メール) 災害等の緊急通信
- ④政務調査活動(インターネット) 先進事例調査など
- ⑤各種資料の閲覧(LAN) 各種計画等、既存電子データ利用
- (5) タブレット構成(全員協議会イメージ)

全員協議会 タブレット端末使用構成及び無線LAN (Wi-Fi) データ共有

- ·議会 ⇒ 議員19台、発表者1台、事務局1台、予備3台 計24台
- ·執行部 ⇒ 市長、副市長、教育長、部長、次長各1台、予備12台 計35台
- (6) タブレット構成(システム等)
 - ①無線LAN構築(本庁舎4階、5階)LANケーブル敷設、アクセスポイント(4階8台、5階7台)NAS(データ記憶・ネットワーク制限装置)等の設置
 - ②タブレット端末 3Gデータ通信で外部、Wi-Fi機能で内部情報アクセス
 - ③セキュリティ対策 端末⇒事務局でロック、データ消去等を遠隔制御



(行政調査の様子)

システム⇒既存庁内LANやインターネット接続なし

(7) 費用

- ①導入費用 ⇒ 約391万円
 - ・初期費用 217万円 (ネットワーク構築、備品・消耗品費用)
 - 維持費用 174万円

通信費

165万円(24台)

セキュリティソフト 9万円

ネットワーク保守委託 11万円 (平成25年度~)

- ②1台当たり通信費 年額約68,000円(月額5,700円)
- ③費用負担(68,000円の内訳)
 - 45,300円 公 費 4/6
 - ·政務活動費 1/6 11,300円
 - ·自己負担 1/6 11,300円
- ④端末機器費用 実質負担0円 (キャンペーンにより)

(8) 導入効果

- ①費用削減効果額 年間約210万円
 - ·全員協議会資料削減額 約24万円
 - ·本会議会議録冊子廃止 約186万円(印刷製本費)
- ②紙使用量削減枚数 年間約10万枚
 - ·全員協議会資料 約24,000枚削減
 - · 本会議会議録冊子分 74,400枚削減
- ③上記以外の導入効果
 - •環境負荷低減
 - 経費節減、事務改善
 - 情報伝達の迅速化
 - 政務調査活動充実
 - 危機管理対応の向上



(行政調査の様子)

(9)利用のルール化

- ①飯能市議会情報端末機使用基準
 - ・使用制限、禁止・遵守事項、セキュリティ対策、飯能市議会 I T会議設置等、必要事項 を規定。
- ②飯能市議会情報端末機使用範囲等
 - ・使用対象会議、ペーパーレス化対象会議等を規定。
- ③飯能市議会 I T会議基準
 - ・端末機紛失・情報漏洩等重大な問題、アプリケーションソフト、有効活用、問題の改善 協議等を規定。
- (10)タブレット導入後の課題等
 - ①利活用の推進
 - ・ペーパーレス化対象会議の拡大
 - ・災害時の有効活用

- ・タブレット機能・アプリケーションソフトの有効活用
- ・本会議・委員会運営に利用
- ②システム等見直し
 - ・高機能・効率的なシステム(端末含む)の研究
 - ・使用基準等の見直し

8 議会報告会について

議会基本条例第6条の規定に基づき、第1回議会報告会を平成25年10月11日(金)午後7時から市民会館小ホールで開催し、120人の参加をいただいた。

議会報告会は、「各常任委員会報告と質疑応答」と「政策討論会」の2部構成で実施し、参加 者へのアンケートもあわせて行った。

第1部の「各常任委員会報告と質疑応答」では、9月定例会における審査内容について、総務 委員会、厚生文教委員会、経済建設委員会の各委員長から報告が行われた後、質疑応答がなされ た。

第2部の「政策討論会」では、"飯能の未来を考える=地域活性化の課題"を大きなテーマとし、①産業振興(観光を含む)、②福祉の充実(子育て、高齢者、障害者福祉など)、③教育・文化の充実の3部門について、各議員から提案や発言があり、討論が行われた。

アンケート結果(参加者120人中、87人から回答)

(1)参加者の年齢

30代	3人(3%)
40代	10人(12%)
50代	20人(23%)
60代	31人(36%)
70代	22人(25%)
未記入	1人(1%)

(2)参加者の性別

男性	69人	(8	0%)
女性	14人	(1	6 %)
未記入	4人	(4%)

(3)議会報告会の内容は

良い	29人(33%)
悪い	15人(17%)
どちらとも言えない	33人(38%)
未記入	10人(12%)

(4) 議会報告会の評価は

評価する	44人	(51%)
評価しない	10人	(12%)
どちらとも言えない	18人	(20%)
未記入	15人	(17%)

9 反問権について

議会基本条例第7条第1項第2号の規定及び反問権実施要領に基づき、平成24年9月定例会から実施した。

反問は、質問、質疑の趣旨、内容の確認及び論点を明確にするために行うことができる。ただ し、代替案を提示要求することは、反問の範囲外としている。

反問権の定義については、会津若松市議会を参考とさせていただいた。会津若松市議会では、 第1の機能「質問の趣旨・内容の確認」、第2の機能「質問の背景・根拠の確認」、第3の機能「代 替案の提示要求」のうち、第1と第2の機能を反問権と定義している。

飯能市議会としては、まずは第1の機能「質問趣旨・内容の確認」を基本条例に規定し、実施 することとなった。第2、第3の機能については、条例施行後の議会運営を検証しつつ、今後検 討していくこととなっている。

議会基本条例等の制定前については、議案質疑、一般質問の内容が分かりにくいときの執行部の対応としては、正式発言ではない形で聞き返しの上、答弁を行っていた。また、発言内容がかみ合っていない事例も見受けられた。本制度制定後は、正式発言として確認することができるため、議案質疑、一般質問において、反問権の行使が行われている。

10 重要な中・長期的な計画に係る協議の場について

議会基本条例原案では、議会の議決事件として、基本構想、基本計画、都市計画マスタープランの3件を規定していたが、執行部との協議において、最終的には、議決事件は基本構想のみ1件となった。ただし、議会基本条例第9条第2項の規定に基づき、本市の重要な中・長期的な計画の策定過程において、市長等に対し、議会との協議の場を設けるよう求めることができることとなった。

平成24年度は、「第2次環境基本計画」の策定過程において、協議の場を設け、議会側の意 見を伝えている。

平成25年度は、「第2次地域福祉計画」、「地域公共交通基本計画」について、協議の場を設けている。

11 議員間討議について

平成25年6月定例会で閉会中の継続審査となった議員提出議案「飯能市乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例(案)」について、平成25年8月9日に開催した厚生文教委員会において、議会基本条例第10条の規定及び自由討議実施要領に基づき、自由討議が実施された。

厚生文教委員会では、議案に対する質疑の途中で、討議時間を30分以内と定めて自由討議の機会を設けたが、発言は1名の委員のみであったため、自由討議を終了し、質疑を再開し、審査を続行した。

12 飯能市災害対策支援本部について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、その災害対策を調査研究するため「東北地方太平洋沖地震対策特別委員会」を議会内に設置し、市議会の閉会中も委員会を開催していくこととした。全7回にわたり委員会を開催し、飯能市等における情報と対応について執行部から

報告を受け、平成23年5月臨時会において委員長が報告を行い特別委員会は終了したが、災害 発生時に議員が行う情報収集や災害に対する支援などの指針がないため、市や議員同士での連絡 や連携の体制が整っていないという課題が残った。

議会改革検討会及び議会改革推進会議で他市議会の情報等を収集し参考にして検討した結果、 災害が発生した時の被害の拡大防止や災害の復旧について、議員の支援活動方針を示した災害対 策支援本部設置要領を策定し、タブレットを活用し、災害発生時の議員の活動や連絡、連携の体 制を整えた。

13 各審議会等への議員参画の見直しについて

全国市議会議長会の都市行政問題研究会の提言や行政実例、本市の議会基本条例の内容に鑑み、審議を重ねた結果、法令等に定めのあるものを除き、原則として参画しないこととした。

ただし、審議会の開催情報を事前に報告すること、重要な審議会等の結果については、早期に 常任委員会に報告すること、審議会の資料について議会から要望があれば提出することの条件を 付した。

なお、議員が参画しない審議会の委員数を削減することなく、市民参加を推進することを要望 事項とした。

14 議会図書室の充実

新図書館開設に伴い、議会基本条例第17条の規定に基づき、議会図書室と新図書館との連携により、議会図書機能の充実を図り、調査研究機能を強化した。

地域や地方行政に関する情報提供、リクエスト図書の配達サービス等を実施している。

15 質疑応答

- Q:本市においては、政務調査費は会派へ支給されており、個人的に使用はないが、御市においては個人に支給されているのか。
- A:個人に支給されている。以前は会派への支給であったが、活性化するだろうとして個人支給 へ変更した。
- Q:ペーパーレスの取組は理解するが、タブレット端末機の導入にあたって、19人の議員の温度差や抵抗はなかったのか。
- A: 当初は「総論賛成・各論反対」という気運であったが、最終的には、「やらなくては」ということになった。難しいことはあったが、「日本一(日本初)」になれるかもしれない」ということで、毎日研修(操作)をやっていた。
- Q:「議会報告会」について、市民を対象に行うに当たり、答えられない(当局は答えられるが) そういう事例はあるのか。
- A:非常に難しい状況であった。執行部でないのに執行部の役割もしなければという場面もあり、 特に、クレーム的なものが大変であった。
- Q:懸念しているのは、回数を重ねるに当たり、「要望聞き」になってしまうのではないかということでお聞きした。次に10番の重要な中・長期的な計画に係る協議の場について、都市計画マスタープランを外しているが、その経過について伺いたい。
- A: 当初、基本条例原案では、基本構想、基本計画、都市計画マスタープランの3件を規定して

いたが、執行部側の執行権の侵害ではないかということで、法にも位置付けられていた基本構想のみとなった。ただし、素案の段階で議会への説明は行うこととしている。

Q:全員協議会で、素案を説明しているのではないか、また、議員からの意見はどのように取り 扱われているのか。

A: 4月からの計画は2月の段階で素案の説明があり、10件程度の意見のうち、3、4件は取り入れてもらっている。

Q:議員定数の問題で、議会改革と定数について取り組んで、この間削減を行ってきているが、 その辺について伺いたい。

A:任期最終年度に定数問題は出てきている。選挙の戦術になっている。世論を味方につけてといる。とで、この間、2~3名の削減となっている。

Q:定数問題について、大方の議員が選挙で削減を唱えているのか。

A:削減が多い。

Q:タブレット端末機によるデメリットはないのか。

A: 画面上なので、比較検討が難しい。メモは別のノートで行っている。

Q:議員定数が26人から19人になった影響について伺いたい。議員の質、市民の反応など。

A: なかなか難しいが、長老議員は少なくなった。また、市民の反応はあまりない。

Q:全員協議会の開催日を定例会の告示日に行っているようであるが、議案の説明はどうしているのか。

A:議案の説明は、条例のみで、質疑はなしである。

16 所感

[広瀬吉彦委員長]

話を伺い本市として取り入れたい事項は、常任委員会、各種特別委員会会議録の電子データ化、 議員の議決結果の個別賛否公開、議場スクリーンの設置、そしてそれらをタブレット端末へ導入することであります。

調査事項からは少し外れますが、反問権を導入していることは質問内容を議員、当局共に掘り下げて理解できるだろうし、質問と答弁の食い違いも少なくなるのではないかと思う。

また、改選ごとに議員定数の削減を行っているようであるが、結論的には市民受けを単純に狙っているということの説明であったが、疑問に思います。

更には、議長の任期を1年としているが、それもひとつの方法かもしれないと思う。その理由には、1つに多くの議員が議長の経験が出来る。2つに1年又は2年任期でだろうが大きな変化はないこと。3つに飯能市の会派構成は2人~3人であり、単なる数合わせの会派人数にならないこと。4つには本当の私見でありますが議員として議長経験はしてみたいが、議長の公務に魅力がないことであります。

[本田勝善副委員長]

飯能市議会改革の取り組みについては、今まで、議員定数、一般質問の質問方式変更、議員のあり方研究会設置、議会改革検討会設置、議会基本条例施行、議会改革推進会議設置、正副議長選挙の立候補制について、政務活動費審査会について、タブレット型端末機の導入について、議会報告会について、議員間討議についてなど、色々な取組みを行っていた。特に、近年ではタブレット型

端末機の導入などで経費の節減にもつなげていた。本市議会運営委員会でも、しっかりとテーマを 決め議論、協議を重ねていく必要があると思う。

[安藤 聡委員]

平成17年の飯能市(議員26名)と名栗村(議員10名)の合併後から議員定数削減が進み(改選毎に2減)現在19名となっていた。閉会時の委員会活動状況や議会改革の進行状況を考えると議員のあり方自体を考えさせられた。市民の反応は、削減ありきやまだまだ多いとか、削減推進しないと落選するような状況であった。選挙前年に議題となるなど、政争の具になっているような、ポピュリズムのような状況のみの削減はいかがかとも感じた。二元代表制としての議会のあり方を熟慮しながら慎重な定数削減をすべきと考える。

議論の活性化や各委員会の役割など、本質を見定めた判断が求められる。議員活動と議会活動の境界など、各議員の活動状況にもよる部分はあるが、タブレットを使ったペーパーレスや議長選のあり方など、情報の共有や経費削減などの効果が明確な手法と、市民に分かりやすい議会運営などなどの基本的な目的をしっかりと踏まえて、できるところはから取り入れていけると感じた。

議会制度改革特別委員会と議会運営委員会と各々担うところではあるが、垣根を取り払った任意 組織「議会のあり方研究会」(結論や報告はない場であった)が、その後の議会改革推進に大きな 役割を果たしたことが、特に印象に残った。

[石堂正章委員]

今回は、埼玉県飯能市議会の議会改革の取り組みについて行政調査視察を行いました。 まず驚 かせられたことは、大勢の市役所職員による拍手での出迎えでした。「おもてなし」の精神によ る歓迎セレモニーと聞きましたが、初めての体験でしたので、大変恐縮して市役所へ入りました。 調査会では、議会改革推進会議所属の市議会議員と議会事務局の応対により、これまでの議会改革 の取り組みについて説明を受けました。 特筆すべき事項としては、議員定数26名であったもの が、平成17年からの3回の改選時にそれぞれ3名、2名、2名と削減しまして、現在では19名 の議員定数で活動しているということでした。 毎回、議員自らの発案による定数削減であるとい うことをお聞きしまして、素晴らしい実行力と決断力を発揮されている市議会であると感銘しまし た。 また「正副議長選挙の立候補制」も導入されていまして、議会が市民目線での活動を行って いるということを感じました。 設備面では、「タブレット端末」を全国の市議会に先立って導入 しており、ISOの環境マネジメントシステムの一環で、特にペーパーレスによる貢献度が大きい とのことでした。 環境への配慮という観点からの導入は賛同すべきところも有りますし、また導 入によるメリットも大きいものが感じられましたので、当委員会としても研究していくべきと思い ました。 政務活動費審査会という任意組織による、政務活動費の使途の監視、情報公開の促進な ど、より透明性の確保に努力されていていることも勉強になりました。 議会基本条例の制定によ る、議会報告会、議員間討議(自由討議)などについて精力的に活動されていること、また議員で 構成する飯能市災害対策支援本部という組織では、当局との連絡を密にして、災害発生時の議員活 動、連絡、連携の体制を整えていることなど、非常に参考になり、今後の委員会活動で活かしてい くべきことが多い行政調査であったと感じました。

[生田目進委員]

埼玉県飯能市は、西南部に位置し、人口81,619人、世帯数33,116世帯を要し、人口密度が高く、市域の76%が山地部で西川材(商標登録:檜・杉)の産地である。昭和29年1月に市制を施行し、市制施行60周年を迎えた本市と類似する。

一方では、所属する議員構成が保守・革新・無所属など、本市と異なり、概ね改選期ごとに議員 定数削減を行うなど、市民受けを目的に削減する話であったことが印象に残り異例である。トップ 当選者が次の選挙で落選する話には驚いた。会派も本市と異なり、2人以上で構成し、政務調査費 (議員1人当たり年額180,000円)は、議員個人に支給し、会派への支給ではない。(第2 の報酬と言われざるを得ない事例である。)本市は、条例改正で費用弁償を廃止したが、飯能市は、 日額1,500円を支給している。

また、議員定数削減(条例改正による)は、次のとおりである。

昭和48年 議員定数 30人 平成17年 議員定数 23人

平成 5年 " 27人 平成21年 " 21人

平成13年 " 26人 平成25年 " 19人

平成15年 " 26人

特に、議員定数の削減は、価値観の違いはあるものの、二元代表制の下で、権能機能を果たす議員の役割と市民の負託に応える職責の重さをどのように認識するのか疑問が残る。(頭脳集団の執行部と対峙する議会を考えた場合に疑問?)

次に、議会改革事例として、タブレット端末導入についての研修を行ったが、議会事務局での「ペーパーレス(会議録、会議案内、各種FAX連絡など)」を主眼に基本コンセプトを決め、議会費の歳出削減や効率的な行政運営を目的に取り組む姿勢は評価できる。

導入に当たっては、議員間で端末機の利活用について、熟知度の温度差はあったものの、議員間で理解不足による苦情等は、議会事務局に一切持ち込まず、議長、議会改革推進会議座長、IT委員会委員長がそれぞれ窓口となって取り組んだ事例である。結果として、ある一定程度の効果は期待できたと思うが、歳出削減やCO2削減の持続的な効果を考えれば、果たして、その効果はどうなのか、さらには、初期投資や維持管理経費、機器更新経費など考えた場合、持続的な経費削減効果や効率的な行政経営を求めるには、その効果に疑問が残る事例と感じた。

今後、本市における議会改革の取り組み事例として、参考となる事例であった。

[森 新男委員]

飯能市議会の議会改革に取り組む姿勢をまず見習うべきであると感じた。

特に、改革に関する問題・課題に対する結論が早く、スピード感をもって対処したことは大いに 学ぶべきである。

本市においても、正副議長の立候補制導入、定数削減、本会議の審議のあり方等について、これまでの審議経過を踏まえ、早い段階での結論を得ながら、実効性のある議会改革としなければならないと痛感した。

[鈴木忠夫委員]

飯能市役所玄関を入ると1階の全職員から拍手の歓迎を受け、大変感激しました。「オ・モ・テ・ナ・シ」の心だそうです。(市長の発案)

飯能市議会では、平成20年6月に「議会のあり方研究会」を設置し、任意の組織として各会派から1名、計8名選出し、議会の活性化・議会の機能強化に向けた論議をし、あるべきすがたについて話し合う。(7回開催)その後、名称を「議会改革検討会」とし、平成22年6月に設置し、全議員参加の任意組織とし、議会基本条例の制定を目指し、平成24年7月に「議会基本条例」を施行する。基本条例に基づく議会活動・議員活動等を推進し、さらなる議会改革を推進するため全議員参加の任意組織「議会改革推進会議」を設置し、正副議長選挙の立候補制や政務活動費審査会の設置、タブレット型端末機導入、議会報告会等14項目について実施している説明を受けたが不透明感が残った。

飯能市への行政視察は、タブレット導入についてが多いようである。タブレット導入効果は、ペーパーレス化することにより年間210万円の費用削減効果がでた様である。

全員協議会資料 24,000枚(24万円)

本会議会議録冊子文 74,400枚(186万円)

又、各種文書送信に係る事務局職員の労力の軽減等メリットも多いようである。本市においても、 時代の流れとともに導入すべきとも思う。

[水野敏夫委員]

飯能市の議会運営委員会の平成24年度の開催状況は、定例会9日、臨時会1日、閉会中8日と 活発な活動状況である。反面、3つの常任委員会は定例会のみの開催状況で、付託案件の審議だけ のようである。

議会改革の取り組みは、平成20年から研究会、検討会、推進会議が行われ、全員協議会のあり 方、正副議長の立候補制、議会基本条例の制定、タブレット型端末機の導入などが審議されている。 正副議長の立候補制については、議長の辞職許可後に代表者会議を開催、各会派から立候補者を 確認し、本会議を休憩して本会議場の登壇席から2分間の所信表明的な発言を行う。その結果、正 副議長の選出経過が透明になり、市民にも分かりやすくなったと考えられる。

タブレット型端末機の導入は、取り扱いが慣れないと大変なようであるが、電気、紙の使用量、 ごみ排出削減に有効であり、文書類が山積みになっている現状からすると、検討する価値があると 感じた。

[市村喜雄議長]

議会改革と議員定数削減との因果関係を聞いたが、選挙における市民受けが最大の要因であること、市民の一部の方から市議会について聞いたがほとんど関心がない、分からないの声が多い。

平成17年5月に議員定数26人から23人へ。平成20年6月「議会のあり方研究会」設置、 平成21年5月議員23人から21人へ。22年6月「議会改革検討」設置、24年7月「議 会改革推進会議」設置。25年5月議員定数21人から19人へ。議会の機能と二元代表制と しての役割を市民に理解してもらう様々な努力が足りない、そして安易に削減すれば議会改革 と誤解をしてはいないか疑問を感じた。